慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	契約準拠法の分割指定
Sub Title	
Author	島田, 真琴(Shimada, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication	2010
year	
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.17 (2010. 10) ,p.153- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例評釈(国際私法)
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20101025-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

契約準拠法の分割指定

島田真琴

【評釈判例】

東京地裁平成14年2月26日(保険金請求事件)判決・TKC法律情報データベース28082189(判例集に未登載、以下「本件判決」という。)

【事案の概要】

- 1. 古美術の売買を業務とする X は、株式会社 T 画廊から、クロード・モネ作の油彩「サンタサルーテ運河」(「Le Rio de La Salute」、以下「本件絵画」という。) の売却を頼まれ、これを預かった。 X は、平成 6 年10月 3 日、印象派絵画の海外への販売を取り扱う K 商会に、本件絵画を海外で販売することを委託した。その際、 K 商会は X に、「ロンドンの購入希望顧客に現物を見せる必要がある。」と伝えたので、同月 5 日、 X の役員が本件絵画をロンドンまで手持ち空輸し、現地に居る K 商会の社員 A (イギリス人) に手渡すことにした。なお、 K 商会は X に対し、ロンドンで A が顧客に絵画を見せ、顧客が気に入ったときは 5 億7200万円で売却し、気に入らなければ日本に持ち帰ること、それまでの間、絵画はロンドンのシティバンクに預託することなどを約束していた。
- 2. Xは、本件絵画をロンドンに運送するに先立ち、Y火災との間で以下の内容の英文貨物海上保険証券(以下、「本件保険契約」という。)を締結していた。

- (1) 貨物及び商品 本件絵画
- (2) 保険金額 5億7200万円
- (3) 出発日 平成6年10月5日
- (4) 出発地 東京
- (5) 荷卸地 ロンドン
- (6) 最終仕向地 英国内部の地 (INTERIOR POINT (S) IN UK)
- (7) 保険条件 全危険担保 (ALL RISKS)
- (8) 壁から壁まで (WALL TO WALL)
- (9) 保険料 74万3600円
- (10) 英国法準拠条項(特別輸送約款の一部):この保険は、一切の請求に対する責任及びその決済に関しては、イングランドの法及び慣習(以下、「英国法」という。)に準拠するものであることを、了解しかつ約束する。さらにXは、Y火災に対し、最終仕向地はロンドンのシティバンクであり、ロンドンにおける保管場所はシティバンクの金庫であることを伝えていた。
- 3. 平成6年10月5日、K商会の社員Aは、ロンドンでXの役員から本件絵画を受け取ったが、シティバンクには預けず、自己の所有物と偽って美術商Dに交付、DはAのためにこの絵を担保に借入をした。その後、借入金は返済されずに担保が実行され、本件絵画は第三者に処分されて所在不明となった。
- 4. Xは、本件絵画がAに横領されたことがわかったので、平成7年2月17日、本件保険契約に基づき、Y火災にこのことを通知した。
- 5. 平成7年11月28日、本件絵画は、ロンドンのクリスティーズにより、最低 売却価格130万ポンドの条件でオークションにかけられたが、落札者は出な かった。Xはオークションの前にこのニュースを知っていたが、特に何も対 応しなかった。平成8年2月、本件絵画はクリスティーズから第三者に75万 ポンドで売却された。
- 6. 平成8年7月23日、XはY火災に対し、本件保険契約に基づいて保険金の 支払いを求めたが、Y火災がこれを拒んだので、東京地方裁判所に保険金請 求訴訟(以下、「本件訴訟」という。)を提起した。

【争 点】

本件訴訟における争点は多岐にわたるが、主要な法律上の争点には以下の事項が含まれる。

1. 英国法上の告知義務違反・不実表示を理由とする本件契約の取消し

英国海上保険法は、保険契約締結前に被保険者が告げた「重要な表示」が不 実であるときは、保険者は契約を取り消すことができると規定する(海上保険 法20条1項)。他方、日本法は、被保険者が悪意又は重大な過失により不実を 告げた場合に保険者は契約を解除できると定めている(商法644条1項本文)。

Yは、本件保険契約上のYの責任は英国法に準拠するとして、本件絵画の送付先・保管場所等の重要な事項に関するXの表示が真実ではなかったことを理由に海上保険法20条に基づき本件保険契約を取り消し、保険金の支払いを拒んだ。これに対し、Xは、告知義務違反に関する法律問題には日本法が適用されるとし、Xには悪意又は重大な過失がなかったので、Yは本件保険契約を解除できないと主張した。

2. 英国法上の損害防止義務違反による損害賠償請求権との相殺

英国法は、損害を防止又は軽減するために合理的な措置をとるべき義務(損害軽減義務)を被保険者に課し(海上保険法78条4項)、被保険者がこれに違反した場合、保険者は損害賠償請求をすることができ、これと保険金請求権とを相殺することができる。

Yは、Xは本件絵画がクリスティーズの競売にかけられた平成7年11月頃に75万ポンドで容易に買い戻すことができたのに、これを知りながら何もしなかったのは損害軽減義務違反であるとし、Yは保険金額5億7200万円と75万ポンドとの差額について損害賠償請求できるので、その範囲で保険金請求権と対等額で相殺すると主張した。

3 保険金請求権の消滅時効

Yは、英国海上保険法に消滅時効に関する規定がないので、消滅時効については日本法が適用され、保険金請求権は、商法663条により、事故発生から2年の経過により消滅すると主張した。これに対し、Xは、消滅時効について英

国法が適用されるとし、英国1980年出訴制限法に基づき、訴訟原因発生時から 6年以内に提訴した以上、保険金請求は可能であると主張した。

【判決の要旨】

裁判所は、本件保険契約の準拠法について、上記1の争点は日本法、2及び3の争点は英国法をそれぞれ適用すべき旨を述べ、その上で、争点1及び3についてはXの主張、争点2についてはYの主張をそれぞれ認め、一部認容判決を下した。準拠法に関する裁判所の判断は以下のとおりである。

「まず、本件保険契約の準拠法について判断する。

- (一) 本件保険証券の条項(英国法準拠条項)は、本件保険契約に関する法律問題のうち、「一切の請求に対する責任及びその決済に関して」は英国法を適用し、それ以外の事項・法律問題については、法例7条により、行為地法である日本法を適用する旨のいわゆる準拠法の分割指定を定めたものと解される。
- (二) そこで、この「一切の請求に対する責任及びその決済」に関する事項が 何を指すかが問題となる。

昭和24年に、本件保険契約に用いられている保険証券約款が制定された際に、その制定に携わった損害保険料率算定会の海上及び運送保険部と専門委員会である「積荷約款委員会」とが統一フォームの制定作業に当たり、その際、クレーム精算についてのみ英国法に準拠し、保険契約が成立するまでの経緯については日本の法律慣習によるべきものであると確認していること(甲80)、一般に、日本の保険会社が発行する英文保険証券の国際的流通を円滑ならしめるためには、保険金支払に関して、英国法が適用された場合と同等の支払が確約されれば足り、それ以上に、日本国内における契約関係について、英国法を適用する必要性は存しないと考えられることなどに照らすと、英国法準拠条項は、保険者の填補責任と保険金決済に関する限り英国法に準拠するが、それ以外の一切の事項・法律問題については、日本法に準拠すべきであるとするものであると解される。

したがって、いかなる危険(risk)による損害が保険により担保されるか(保

険事故該当性)、どのような損害(loss or damage)が保険により塡補されるか(塡補される損害の範囲)、保険金支払の方法、保険金請求権の消滅時効、遅延損害金といった問題については、英国法が適用されるものというべきであり、損害防止義務の問題も、保険事故が発生した後の被保険者の義務の範囲の問題であるから、同様に英国法が適用されるものというべきである。これに対し、告知義務違反の問題は、契約締結段階の問題であるから、日本法が適用されるものというべきである。

なお、本件は控訴審において和解により解決している。

【考 察】

本件判決は、判例集未搭載の下級審判決ではあるが、国際私法の原則に関わる重要な法律問題の1つである、いわゆる契約準拠法の分割指定に関し、特定の法的立場を前提とした判断をしている点において注目に値する¹⁾。以下、この法律問題に焦点を合わせ、これに関する学説・判例を紹介した上で、本件判決における裁判所の考え方を検討する。

1. 準拠法の分割指定に関する学説と判例

法律行為の準拠法の決定に関し、法の適用に関する通則法(以下、「通則法」という。)7条は、いわゆる当事者自治の原則を採用し、契約当事者間の合意に委ねている。この通則法7条の解釈適用に関し、契約当事者が、当該法律行為に関する事項のうちの一部に適用される準拠法と他の部分を支配する準拠法とを分離して指定したとき、たとえば、契約の成立や有効性に関する準拠法と契約条項の効力に関する準拠法とを分けて指定した場合、そのような分割指定を認めるべきかどうかという問題があり、学説上、契約当事者による分割指定

¹⁾ 本判決は、本文で扱った準拠法の分割指定に関する判断以外でも、(1)保険契約上の告知 義務の対象となる「重要な事実」該当性、(2)英国法上の損害防止義務違反、(3)保険金請 求権の消滅時効に関する英国の出訴制限法の適用、(4)英国法上の損益相殺、(5)英国法上 の遅延損害金等に関して、実務上注目に値する判断をしている。

を無制限に認める見解(無制限肯定説)と一定の条件を満たす場合以外は認めない見解(制限肯定説)とが対立している²⁾。

無制限肯定説は、契約等の準拠法の選択について当事者自治を認める以上、 当事者が分割指定を欲する場合にはその意思を尊重した方が取引上のニーズに 合致すること、当事者の期待通りの効果を与えた方が取引の安全にも資するこ と、当事者が不利益を被る場合があるとしてもそれは当事者が自ら選択した結 果であることなどを根拠としている³⁾。他方、制限肯定説は、準拠法の分断を 無制限に認めると法律関係を複雑にし、関係者の立場を不安定にすること、強 行法規の潜脱に利用されやすいこと、取引社会において分割指定のニーズがそ れほど大きくないことなどを理由に、分割指定の効力は「各準拠法間に論理的 な矛盾が生じない限り」において認めるべきである⁴⁾、あるいは「当事者間に 生じた問題の統一的解決が不可能ないし困難となる場合」には、分割指定を認 めるべきではない⁵⁾ などと論じている。これらの見解に対し、無制限肯定説は 「不整合を生じない限り認める」などといっても、不整合かどうかは結果論に 過ぎず、準拠法分断の可否について明確な基準を設けるのはそもそも困難であ ると批判している⁶⁾。

通則法の制定過程においては、当初は分割指定を認める旨を規定する方向で検討されていたが、分割を認めるとしても一定の限界があってしかるべきであるが、その限界を明文化するのが困難なので、あえて規定を設けなかったとされている⁷⁾。この経緯に照らせば、通則法の立法関係者の間では、制限肯定説

²⁾ 山手正史「国際私法判例百選」別冊ジュリスト185号62乃至63頁、早川吉尚「通則法における契約準拠法」国際私法年報 9 (信山社、2007) 10頁。なお、分割指定を一切認めない完全否定説もある (石黒一憲「国際私法第 2 版」(新世社、2006) 323頁420頁)。

³⁾ 山田鐐一「国際私法第3版」(有斐閣、2004) 334頁、澤木=道垣内「国際私法入門第6版」 (有斐閣、2006) 209頁、道垣内「ポイント国際私法各論」(有斐閣、2000) 218頁他

⁴⁾ 横山潤「当事者自治の原則 | 国際私法学会編「国際関係法人(第2版) | (2005) 645頁

⁵⁾ 藤川純子「契約準拠法の分割指定について | 国際公共政策研究1巻1号100頁

⁶⁾ 山手正史「国際私法判例百選」別冊ジュリスト185号63頁、澤木=道垣内「国際私法入門 第6版」(有斐閣、2006) 209頁

の支持者が多数を占めていたようであるが、分割指定の「限界を明文化するのが困難なので、あえて規定を設けなかった」という結果に着目すれば、立法関係者は無制限肯定説の論拠を認めていたと解することもできる。

これまでの裁判例には、分割指定を肯定するもの及び特段の事情のない限り 認めるべきではないとして否定したものの両方があった⁸⁾。後者の判例に対し て、無制限説は「妥当ではない」と批判し、また、このような判決を招く法律 は「実務のニーズに応えていない」との指摘がある⁹⁾。

2. 単位法律関係の法理と準拠法の分割指定の関係

日本を含む多くの国の国際私法は、「準拠法は、同一の法的性質を持つ法律関係(単位法律関係)を1つの単位とし、単位法律関係毎に決定すべし」というルール(以下、「単位法律関係の法理」という。)に従っている¹⁰⁾。このルールは、準拠法決定上の便宜のためだけのものではなく、実質的にも重要な存在意義が認められる。第1に、社会の大多数の人々が1個の独立した生活関係として認識している問題は、統一的な法秩序を定める単一の法制度を適用して解決した方が、当該法秩序と調和し、かつ一般人の法感情にも適合して公平で妥当な結果が期待できる。たとえば、日本の民法上の不法行為は、請求原因を規定する

⁷⁾ 小出邦夫編著「新しい国際私法 法の適用に関する通則法の解説」(2006) 46頁、神前「解 説・法の適用に関する通則法」(弘文堂、2006) 58頁

⁸⁾ 東京地裁判決昭和52年5月30日(判例時報880号79頁)は肯定、東京地裁判決平成13年5月28日(金判1130号47頁)は否定。

⁹⁾ 法例研究会「法例の見直しに関する諸問題 (1) ―契約・債権譲渡等の準拠法について―」 別冊NBL no. 80 (商事法務、2003) 13頁)、澤木=道垣内「国際私法入門第6版」(有斐閣、2006) 208頁

¹⁰⁾ 櫻田嘉章「国際私法第5版」(有斐閣、2006) 17頁、62頁。なお、法律行為の成立と効力の問題を1つの準拠法に拠らしめる考え方は、「準拠法単一の原則」と呼ばれているが(櫻田嘉章「国際私法第5版」208頁、澤木=道垣内「国際私法入門第6版」(有斐閣、2006) 211頁)、ここでは、契約準拠法に限らず、国際私法の一般原理として単位法律関係に視点を置いているので、「単位法律関係の法理」と呼ぶ。島田「国際信託の成立及び効力の準拠法(1)」(慶應法学第10号) 160頁以下参照

民法709条、損害の範囲を定める民法416条、責任能力の抗弁を定める712条、違法性阻却の抗弁を定める720条、損害賠償の方法及び過失相殺の抗弁を定める722条、損害賠償請求権の期間制限を定める724条などが一体となって1つの合理的な制度を構成しているので、このうちの一部の要件についてだけ外国法を適用することは、制度全体を歪めることになりかねない。単位法律関係の法理の第2の存在意義は、準拠法を明確化し、法的安定性に資するという点である。1つの事故、事件から発生する法律問題、たとえば、不法行為による損害賠償請求は、その要件や法律効果を分割して部分毎に異なる法律を適用するより、同じ国の法規範に従って解決することにした方が裁判所の判断を予測が容易となり、無用な混乱が避けられるからである。以上のとおり、単位法律関係の法理は、公平性及び法的安定性の点において合理性及び正当性が認められ、準拠法の決定に当たって、現代でも実質的に重要な役割を果たしているのである。

さて、上記の無制限肯定説は、通則法7条に関しては、当事者の意思は「単位法律関係の法理」に常に優先すると解していることになる¹¹⁾が、これは少し行き過ぎであろう。当事者自治とは、1国の法秩序の枠内で採用された原則であり、万能性が認められているわけではない。たとえば、わが国の私法において、当事者自治は、公序良俗の原則、信義誠実の原則及び強行法規に反しない限度でのみ認められる。契約当事者の恣意的な選択により準拠法の分割指定が無制約にできるとしたら、任意法規、強行法規、信義則、公序則などを併せた制度として形成されている1国の私法秩序が損なわれるおそれがある。当事者の意思は、法秩序の破壊に繋がらない範囲でのみ尊重すべきである。

比較法的に見ても、多くの国は、契約準拠法の自由な分割を認めていない。 EUにおける契約準拠法の決定基準を定める規則(ローマI規則(Regulation (EC) No 593/2008))3条1項は、契約に関する問題の一部について準拠法を分

¹¹⁾ 国際私法立法研究会「契約、不法行為等の準拠法に関する法律試案 (1)」民商112巻 2 号280頁は、「準拠法の決定自体と当事者に委ねる以上は、その範囲についても当事者に選択の自由を与えるのが首尾一貫する」としている。

割指定ができる旨を明記している $^{12)}$ が、この規定の解釈上も、強行法規の潜脱を目的とする分割指定、分割不可能な事項に関する分割指定等の効力は制限すべきものとされている $^{13)}$ 。イギリスでも、たとえば、契約解除条項や不可抗力条項(force majeure clause)、分離可能性条項(severability clause)などのいわゆる一般条項に関する準拠法を分割指定することはできないとされている $^{14)}$ 。このように、契約準拠法の分割指定を許容する旨を明文化した法律を有するEU諸国でも、解釈上、一定の制約を設けている $^{15)}$ 。

よって、日本の国際私法上も、準拠法の分割指定が認められるのは、単位法 律関係の一部の準拠法を分断しても単位法律関係の法理によって実現される公 平性、法的安定性を害するとはいえないような例外的な場合に限るべきである。 問題はどのような場合がこれに当たるかである。

4. 私見(制限肯定説)

どのような場合に契約準拠法の分割指定ができるかに関し、私は、当該契約 当事者が属する地域又は取引社会の常識及び慣習を基準とし、契約内容の一部 が、契約の主体又は客体との関連において分断することが可能な場合に限って、 その部分の準拠法の分割指定を認めるべきであると考える¹⁶⁾。

まず、契約主体との関係では、ジョイントベンチャー契約のように当初から 3人以上の契約当事者がいたり、第三者のためにする契約のように契約外の者 に一定の権利義務が与えられていたりなどして、1個の契約に関して、紛争当 事者を異にする複数の紛争が予測でき、かつ、それぞれの紛争において類型的

¹²⁾ Dicey and Morris, The Conflict of Laws 14th ed. (2006) p.1557

¹³⁾ The Giuliano and Largarde Reportも、分割指定には一定の限界があることを想定している (p.17)。

¹⁴⁾ Centrax Ltd Citibank NA [1999] 1 All ER (Comm) 557, Dicey and Morris, The Conflict of Laws 14th ed. (2006) p.1556

¹⁵⁾ 分割指定を認めるローマ条約3条1項に対するEU諸国の考え方について、石黒一憲「国際私法第2版」(前掲注2)) 232頁乃至235頁参照。

¹⁶⁾ 島田「国際信託の成立及び効力の準拠法(1)|(慶應法学第10号)170頁以下

に主要な争点となることが予想される法律関係に独立性が認められる場合、それぞれの争点の対象となる契約条項について、別個の準拠法の指定を認めるべきである。また、取引実務上、契約成立後に契約上の権利や地位の移転が予定されている場合は、契約成立にかかわった当事者以外の者が契約上の権利義務を行使することが常態化しているので、そのような取引に関する契約の成立及び有効性と契約上の権利義務の効力や内容とは、それぞれ独立した生活関係と見ることができる¹⁷。

次に、種類や性質の異なる複数の目的物の売買契約や、本来は性質の異なる様々な権利義務の設定や移転を目的とする契約のように、複数の客体が1個の契約として処理されている場合、各客体を独立した生活関係と認識できるので、準拠法の分割指定を認めるべきである。たとえば、複数の国にある別個の不動産の売買契約を1つの契約書で行う場合、国際投資やコンセッション等、履行の各段階において独立した義務が定められる長期契約の場合などがその典型例である¹⁸⁾。

上記の2つのどちらにも当たらない場合、つまり、契約の主体、客体のいずれとの関係でも分断することができない契約条項については、準拠法の分割指定を認めるべきではない。たとえば、契約の解除条項と権利義務を定める条項、当事者双方の権利義務に関する条項等は、全体として1つの独立した契約秩序を形成し¹⁹⁾、ほとんどの場合、同一の紛争においてその解釈や効力の問題は同時に争いの対象となる。よって、たとえば、契約解除条項だけ、又は売買契約

¹⁷⁾ この考え方を一歩進めれば、そもそも契約の成立の準拠法と効力の準拠法は分割指定が可能であると一般化する余地も出てくる。現代において、契約に基づく債権には流動性が認められており、現実の取引上も、債権の成立や有効性の問題と債権の帰属の問題が分断され、後者は独立した法律問題として取り扱われることがある。しかし、契約は、その種類や性質によって様々であり、契約締結後その効力が存続する限り、同一当事者間で存続することが予定されているものも少なくない。したがって、成立と効力の準拠法を分離できるかどうかは、当該契約の対象となっている取引に関して、そのような契約締結当事者と契約上の特定の権利義務を有する当事者を分離する扱いが常態化しているかどうかを個別具体的に判断して決定するべきである。

¹⁸⁾ 澤木敬郎「国際私法入門第3版」(有斐閣、1990) 169頁

上の売主の義務を定める条項だけについて、契約全体の準拠法とは異なる準拠 法を指定する旨を定めている場合、そのような定めは、その解釈適用に際して、 契約準拠法における公序則や強行法規に反しない限度で指定法に従う旨の合 意、すなわち、準拠法の実質法的指定がなされたものと解すべきである²⁰⁾。

5. 本件判決の検討

本件判決は、「一切の請求に対する責任及びその決済に関して」は英国法を適用する旨の保険証券の条項(英国法準拠条項)をいわゆる準拠法の分割指定を定めたものと解した上で、同条項に定める「一切の請求に対する責任及びその決済」に関する事項が何を指すかを判断している。裁判所は、本件保険契約の準拠法を分割指定することができるか否かについては特に言及せず、これができることを当然の前提とし、その解釈を判示しているのである。したがって、本件判決を下した裁判所が分割否定説を採っていないことは、その結論から推測できるが、無制限肯定説を採ったのか、それとも制限肯定説に立ちつつ分割指定が許される場合と判断したのかは、判決文からは不明である。これは、本件の訴訟当事者間において、「本件保険契約の準拠法を分割指定できるか否か」は争点とされず、分割指定条項が有効であることを前提としてその解釈が争われたからである²¹⁾。裁判所が、無制限肯定説、制限肯定説のいずれに拠ったとしても判決に影響しないと判断した場合、この問題に言及せずに争点のみを判

¹⁹⁾ EUの契約準拠法決定ルール(ローマ条約)においても、同一契約上の当事者の一方の権利義務と他方の権利義務とは、そもそも分割不可能と解されている(The Giuliano and Largarde Report, p.17)。

²⁰⁾ 実質法的な指定について、神前禎=早川吉尚=元永和彦「国際私法第2版」(有斐閣、2006) 127頁、澤木=道垣内「国際私法入門第6版」(有斐閣、2006) 201頁など参照。東京地裁判決平成13年5月28日(金判1130号47頁) もこの解釈をしている。

²¹⁾ 両当事者が保険証券における準拠法分割指定条項の効力を争わなかったのは、争点の内の一部の準拠法としてイギリス法が選択されることは、いずれの当事者にもメリットがあったからである。すなわち、Yは、告知義務違反による解除の抗弁は認められるためにはこの争点についてイギリス法の適用を望んでいたし、Xは、Yによる消滅時効の抗弁を斥ける上で、イギリス法の適用を望んでいた。

示するのは当然である。よって、本件判決は、「契約準拠法の分割指定をすべて否定する見解を採らないこと」のみを明らかにしたものと理解するのが正しい判例解釈である。

私は、上記私見(制限肯定説)の立場から、貨物海上保険契約に基づく保険 金請求に対する保険者の責任及び決済に関する事項は、準拠法の分割指定を認 めてよいと考える。貨物海上保険証券は船荷証券等と共に荷送人から荷受人へ と流通し、制度上、保険事故発生時において保険金請求者が保険契約締結をし た者と一致しないことが想定されている²²⁾。また、貨物海上保険の実務上、目 本の保険者の多くは、保険金支払のリスク・ヘッジのため、イギリスの再保険 者と再保険契約を締結する23)が、再保険者は、保険者と被保険者間の保険金 支払請求訴訟に重大な関心を有し、補助参加や弁護士指名を通じて、実質的な 紛争主体として関与することが少なくない。このような取引実態に鑑みれば、 貨物海上保険における保険事故発生時に保険証券所持者と保険者の間で争われ る保険金請求権の問題は、保険契約の成立・有効性や保険料の支払いなど主と して契約を締結した当事者間の問題とは独立した別個の法的関係として分断す ることができる。本件保険契約における準拠法条項がイギリス法に拠るべき旨 を定める「一切の請求に対する責任及びその決済」は、この分断可能な事項に 当たるので、分割指定の条項は有効と解すべきである。そして、告知義務違反 の問題は保険契約の成立及び効力に関わる法律問題なので、日本法に準拠し、 損害防止義務や消滅時効の問題は、保険金請求権そのものに関わるので、イギ リス法に準拠すると解される。なお、このように解した場合、本件のように、 保険金請求訴訟の中で保険契約の成立や効力、保険者の責任の範囲や時効消滅 が争点となったときは、同一訴訟内で2つの準拠法を適用する必要が生ずる。

²²⁾ 取引条件がCIF、C&Iの輸出売買の場合、売主が保険を手配し、他の船積書類と共に買主に提供する義務がある(藤沢順=小林卓視=横山健一「海上リスクマネジメント」(成山堂書店、2003) 39頁)。ただし、本件判決の事件では、販売委託のための輸出なので、運送委託者が保険証券を所持し続けていた。

²³⁾ 小林登「国際再保険契約における抵触法上の問題」石田満還暦記念論文集「商法・保険 法の現代的課題」198頁(文真堂、1992)参照

しかし、それぞれの適用対象となる法的問題は明確に分かれているし、保険者の塡補責任等にイギリス法を適用することは、海上運送保険における保険金請求者の通常の期待と合致しているので、単位法律関係を分断しても法秩序の統一性及び安定性に対する関係者の期待と信頼を損なうことはない。

以上の理由で、準拠法の分割指定の問題に関し、本件判決における裁判所の 判断に賛成する。

6. 準拠法の分割指定に関する他の判決との関係

本件判決以前に契約準拠法の分割指定に関する判断を示したとされる事件として、東京地裁昭和52年5月30日判決及び東京地裁判決平成13年5月28日(平成13年判決)の2つがよく引用される²⁴⁾。最後に、これら2事件の判断と本件判決との整合性について検討する。

(1) 東京地裁昭和52年5月30日判決(昭和52年判決)

昭和52年判決は、本件判決と同様に、英文保険証券の準拠法約款に関する条項(保険契約自体の有効性については日本法に準拠するが、保険金請求に関する保険者の塡補責任及びその決済についてはイギリス法による旨の定め)の適用が争われた事件である。

同事件の裁判所は、「保険契約自体の有効性と航海事業の適法性については 日本法に準拠するが、保険金請求に関する保険者の填補責任の有無と保険者に 填補責任があるならばその決済については、英国の法と事実たる慣習に準拠す る趣旨であり、かつ、そのように解するのが海上保険業界の慣習である」と認 定し、保険証券裏面の準拠法約款に基づいて、保険金請求権の移転に関する法 律問題の準拠法をイギリス法と判断した。この判決の訴訟でも、当事者間の主 要な争点は、当該準拠法約款を記載した保険証券の適用を両当事者が合意して いたか否かであり、契約準拠法の分割指定が許されるか否かという法律問題が

²⁴⁾ 前掲注6)

正面から争われたわけではない²⁵⁾。したがって、裁判所は、約款に定める分割 指定条項に基づいて準拠法を決定したことにより、分割指定否定説を採らない ことを明らかにしたに留まり、制限肯定説、無制限肯定説のいずれに拠るべき かに関する判断を示していない。しかし、裁判所は、上記判示部分において、 海上保険業界には保険証券における準拠法約款を準拠法分割指定条項と解する 慣習が存在することを認定し、これを理由にイギリス法を準拠法とする旨の判 断をしている。よって、裁判所は、制限肯定説に立った上で「分割指定を認め る慣習」の存在を分割指定の条件としているものと推測できる。

本件判決は、昭和52年判決が認定した「海上保険業界の慣習」の存在に言及していない。しかし、これは上記5のとおり、争いのない事項の判断をする必要がなかったためであり、昭和52年判決と異なる基準を採ったわけではないと思われる。むしろ、本件判決は、昭和52年判決と同じ考え方及び基準を適用し、保険金請求に対する告知義務違反の抗弁は「保険金請求に対する責任及び決済」に関する事項に含まれないこと、及び損害防止義務違反の抗弁、消滅時効の抗弁、損益相殺の抗弁、遅延損害金などの法律問題はこれに含まれることを示したものと解した方が合理的である。

(2) 東京地裁判決平成13年5月28日(平成13年判決)

平成13年判決は、貨物海上運送において、運送人が運送委託者(荷送人)に対して貨物と引き換えに発行する船荷証券の裏面に記載された、運送契約の準拠法に関する条項の解釈と効力が争われた事件である。

さて、海上貨物運送の実務において、運送人が荷送人に発行した船荷証券は、 荷送人が代金決済のために取立銀行に送付し、取立銀行を通じて荷受人の手に 渡り、荷受人は船荷証券と引き換えに運送人から貨物の引渡しを受ける。した がって、通常の場合、貨物の引渡しを求める船荷証券所持人と契約を締結する

²⁵⁾ 同事件において、保険契約の締結に際して保険証券が発行されていなかったので、当事 者間に保険証券裏面の約款に従う合意があったか否かが争われたところ、裁判所は合意の 存在を認定し、準拠法約款を適用したものである。

者(荷送人)とは一致しない。つまり、海上貨物運送契約は、運送契約の主体以外の者の関与が制度上予定された取引ということになる。しかし、船荷証券の引渡しによって荷送人から荷受人に移転するのは、物権的な貨物引渡請求権だけであり、これによって運送契約上の荷送人の地位や権利が移転するわけではない²⁶⁾。実務上も、運送人の荷受人に対する貨物引渡しの懈怠は、運送人の荷送人に対する運送契約上の債務不履行責任の問題として争われることが多い²⁷⁾。したがって、海上貨物運送実務に携わる者の通常の認識を基準としたとき、運送契約上の運送人の履行責任は、保険証券上の保険者の塡補責任とは異なり、運送契約を締結した契約主体である荷送人との関係において運送契約から分断することができないと考えられる。このような場合に運送契約上の運送者の引渡債務だけの準拠法を分割すると、法律関係が複雑化し、また運送契約を支配する準拠法の定める統一的な法秩序及びこれに対する当事者の信頼を損なうおそれがある。よって、私見(制限肯定説)の立場では、国際海上運送契約における運送人の貨物引渡義務とその他の権利義務との間における準拠法の分割指定は認めるべきではない。

平成13年判決の事件において、船荷証券の裏面約款には、「日本法を準拠法とする」旨の条項(25条)があり、さらにこれとは別の条項(16条1項(h))において「運送人は、荷主に通知することなく、いつでも、法律上、事実上、商業上のものであるかを問わず、地域的、全国的若しくは国際的に普及しているか否かを問わず、さらに荷主が運送品の受取、船積み、積付け、保管、運送、荷揚げ及び・又は引渡に関する慣習若しくは慣例を直接知っているか否かを問わず、いかなる港又は場所の慣習若しくは慣例に従うことができる。」との記載がなされていた。運送人(被告)は、「この記載は、運送債務のうちの引渡しに関する準拠法は荷揚地の法律であるブラジル法とする定めである」と主張

²⁶⁾ 藤沢順 = 小林卓視 = 横山健一「海上リスクマネジメント」(成山堂書店、2003) 79頁。 特に、イギリス法に準拠する運送契約の場合、契約の譲渡は認められない。

²⁷⁾ 取引条件がCIF及びC&Fの場合、航海中の貨物のリスクは売主負担なので、損害賠償請求権者は売主である。

した。しかし、裁判所はこれに対し、「国際海上運送契約を細分化し、履行部 分に限りブラジル法を準拠法とすることは、法律関係を複雑にするとともに、 荷送人又は船荷証券所持人の立場を不安定にする。したがって、船荷証券の約 款の記載が明確であり、かつ、荷送人又は船荷証券所持人が不測の損害を被る おそれのないといった特段の事情があればともかく、そのような特段の事情が ない限り、1つの国際海上運送契約の準拠法の分割は認めるべきではないと解 するのが相当である。」との見解を述べた上で、「船荷証券の裏面約款16条1項 (h) は、履行地法を履行に関する準拠法と定める旨明言していない。したが って、履行に関する準拠法を定めた規定であるとは解されず、むしろ、本条項 は、履行に関する準拠法も日本法であるとの理解に立ちつつ、運送人が履行地 の慣習若しくは慣例に従って履行すれば、日本法を適用しても免責されること を定めた規定であると解するのが相当である。そして、他に、本件各運送契約 のうち、履行地における履行部分に限っての準拠法がブラジル法であると定め たものであるとの特段の事情を認めるに足りる証拠は存在しない。」と判示し たものである。これによれば、裁判所は、2つの根拠に基づいて、運送人の主 張を斥けている。第1の根拠は、荷送人と運送人の間に準拠法の分割指定に関 する合意が存在しないこと、すなわち、船荷証券の裏面約款が分割指定の合意 とは解釈できない点である。これは、準拠法指定の有無という一般的な事実認 定の問題であり、契約準拠法分割指定の可否という法律問題とは直接関係がな い。しかし、裁判所は、「そして、他に、本件各運送契約のうち、履行地にお ける履行部分に限っての準拠法がブラジル法であると定めたものであるとの特 段の事情を認めるに足りる証拠は存在しない。| との部分において、たとえ当 事者間で分割指定の合意があったとしても、本件は準拠法の分割指定を認める べき「特段の事情」が存在しない場合であると判断している。この判断によれ ば、裁判所が「荷送人又は船荷証券所持人が不測の損害を被るおそれのないと いった特段の事情」の有無を準拠法分割指定の基準としていること、すなわち、 制限肯定説を採っていることが認められる。裁判所が基準とする「荷送人又は 船荷証券所持人が不測の損害を被るおそれのないといった特段の事情」が具体 的に何を意味するか、この判決文からは不明であるが、海上貨物運送における 荷送人又は船荷証券所持人が被るおそれのある不測の損害は、単位法律関係の 安易な分断によって生ずる不測の損害とほぼ共通するはずである。よって、平 成13年判決を下した裁判所は、私見(制限肯定説)と同じような判断基準を用 いていると推測される。

以上のように考えれば、平成13年判決、昭和52年判決及び本件判決は、いずれも制限肯定説を採り、かつ統一的な判断基準に従って契約準拠法の分割指定の可否を決定した上での判断を示していると解することができる。